

第1章 ビジョンの概要

1 策定の趣旨

スポーツは、健康・体力の維持増進、ストレス解消、青少年の健全育成、地域コミュニティの活性化など、人々の生活や地域を豊かにするものです。また、スポーツは、音楽や美術、文学などと同様、人間が創りだし、享受してきた文化であり、それ自体の中に喜びや楽しさを求めて行われるという面もあります。

このようなスポーツの価値や意義、果たす役割の重要性の高まりから、国は、昭和36年に制定した「スポーツ振興法」を、平成23年8月に50年ぶりに全面改正し、「スポーツ基本法」を施行しました。基本法では、「スポーツは、世界共通の人類の文化である」とし、前文において、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない」という、スポーツを行う権利を保障する考え方が記されています。

練馬区では、平成20年度に、「区民の誰もが、それぞれの体力や年齢・技術・興味・目的に応じて、身近な地域で『いつでも どこでも いつまでも』スポーツに親しめる豊かでうるおいのある生涯スポーツ社会の実現と、スポーツが盛んな、活気あふれるまち“ねりま”をめざします。」を基本理念とした「練馬区スポーツ振興基本計画」を策定しました。この計画では、4つの重点プロジェクトと4つの施策体系に基づく施策を位置づけており、これまで計画に基づく様々なスポーツ推進施策を進めてきました。

この間、前述のような国の動きや、近年における少子高齢化の進展、区民のライフスタイルや価値観の多様化など、スポーツを取り巻く社会背景にも変化が生じ、スポーツの意義も見直されるようになっていきます。平成23年3月に発生した東日本大震災から復興を図る中では、スポーツに人々や地域を元気づける力があることがあらためて認識されました。

平成25年9月の国際オリンピック委員会総会において、2020年に東京でオリンピック・パラリンピックが開催されることが決定しました。この総会における日本のプレゼンテーションにおいても、「スポーツの力」がメッセージとして語られています。

こうした状況を踏まえ、平成25年度に前計画の計画期間が終了することから、これまでの取組を通じた成果と課題や、区民のスポーツに関する実態やニーズを踏まえた第2期計画を練馬区スポーツ推進ビジョンとして策定します。

2 策定の背景

(1) スポーツを取り巻く社会背景

○超高齢社会の到来

近年、高齢化が急速に進む中で、健康寿命の延伸を重視した健康づくりの考え方や介護予防などを目的として、運動やスポーツを通じた高齢者の健康増進や、生きがいづくりの取組が求められるようになってきています。また、高齢世帯や単身高齢者が増加する中で、高齢者と地域とのつながりを強化する必要性が高まっており、高齢者の社会参加の促進や、地域ぐるみでの見守り体制の構築など、地域におけるコミュニティの活性化も課題となっています。

○子どもたちの体力の低下

子どもたちについては、外遊びの機会の減少、コミュニケーションの機会の減少、生活習慣の乱れ等の問題が指摘されています。文部科学省が行っている「体力・運動能力調査」によれば、長期的に低下傾向が続いていた子どもの体力・運動能力は近年ゆるやかに改善されつつありますが、同時に運動やスポーツをする子としない子の二極化が進み、体力格差の拡大も生じています。

○スポーツ活動の多様化

人々のライフスタイルや価値観が多様化する中で、運動・スポーツ活動の多様化も進んでいます。健康志向の高まりなどから、ウォーキングやジョギング、軽い体操など、一人で気軽にできる運動を行う人も増えているほか、活動場所や時間帯、種目なども多様化が進んでおり、スポーツを行う機会や場においても、より身近な場所で環境整備が求められるようになっていきます。

○東日本大震災の発生

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災は、「人と人の絆」や「地域の支え合い」の大切さを、あらためて人々に認識させました。震災の後においては、アスリートの派遣や、スポーツを通じた被災地との交流が行われたほか、東北のスポーツチームの活躍が注目を集めるなど、復興の過程において、スポーツが、人々の心を癒し元気づける力を持つものとして着目されています。

○2020 年東京オリンピック・パラリンピック開催

平成 25 年 9 月の国際オリンピック委員会総会において、2020 年に東京でオリンピック・パラリンピックが開催されることが決定しました。この総会における日本のプレゼンテーションにおいて、「スポーツの力」がメッセージとして語られました。

また、このプレゼンテーションでは、「レガシー（遺産）」という言葉が使われましたが、大規模なスポーツ施設やインフラ整備などの物理的な遺産ではなく、アスリートが子どもに希望を与え、その子どもが成長してまた同じことをするといったイメージで、人々や地域を元気にするスポーツの力は、未来の世代に受け継ぐ価値ある遺産であるとのメッセージがうたわれていました。

(2) 国・都のスポーツ施策の動向

スポーツに関する国の政策としては、平成23年8月に施行された「スポーツ基本法」に基づき、文部科学省が、平成24年3月に「スポーツ基本計画」を策定しています。

「スポーツ基本法」では、「スポーツ権」の確立が掲げられたほか、スポーツの多面的な役割として、青少年の健全育成、地域社会の再生、社会・経済の活力創造などが挙げられています。「スポーツ基本計画」では、「スポーツを通じてすべての人々が幸福で豊かな生活を営むことができる社会」をスポーツを通じて目指す社会の姿として示しています。

東京都では、平成25年3月に、平成20年に策定した「東京都スポーツ振興基本計画」を改定し、スポーツ祭東京2013以降の新たなスポーツ推進指針として、「東京都スポーツ推進計画」を策定しました。この計画の基本理念は、「『スポーツの力をすべての人に』—誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツを楽しみ、スポーツの力で人と都市が活性化する『スポーツ都市東京』を実現—」であり、スポーツの力で地域を活性化するという考え方が打ち出されています。

また、平成24年3月には、「東京都障害者スポーツ振興計画」を策定し、「障害のある人もない人も、だれもがスポーツに親しむ『スポーツ都市東京』を目指す」としています。

3 スポーツの推進に向けた視点

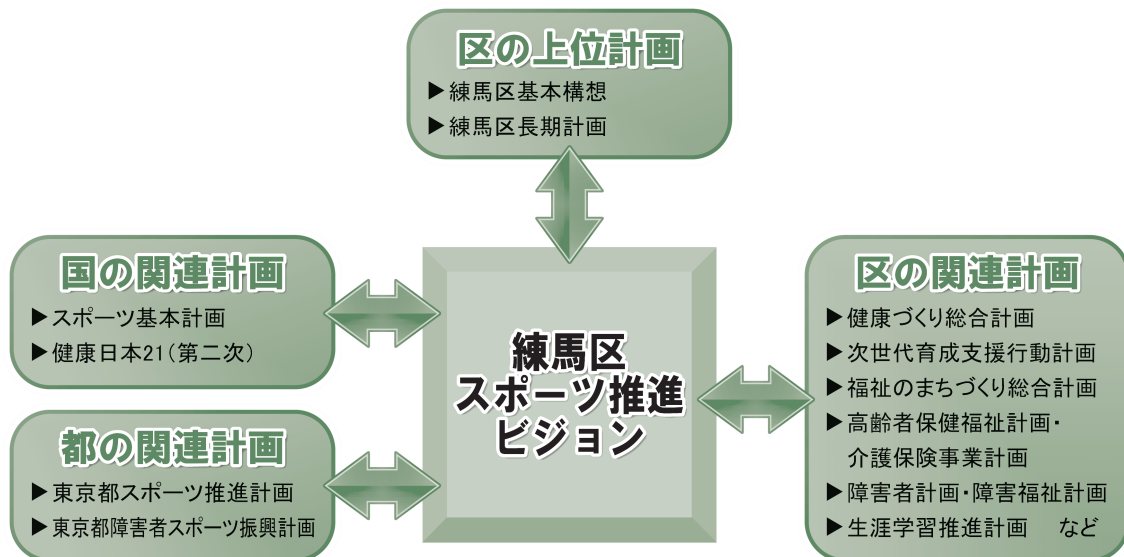
スポーツを取り巻く社会背景や、国や都のスポーツ推進施策を踏まえ、今後の区のスポーツ推進において求められる視点としては、以下のようなものが挙げられます。

視点	取組の方向性
ライフステージに応じた生涯スポーツの振興	スポーツ実施率が低い若者の参加機会の拡充や、高齢者の体力づくりの支援など、ライフステージごとのニーズや課題に対応したスポーツ活動を推進することが必要です。
障害者スポーツの振興	誰もがスポーツを楽しめる社会を実現するため、障害のある人がスポーツ活動に取り組み、地域でスポーツ活動を継続できる環境を整備することが必要です。
子どもの体力向上	子どもの体力は近年回復傾向にあるものの、運動をする子としない子の二極化が生じており、子どもの体力向上に向け、学校などと連携した取組を進めることが必要です。
スポーツの環境の整備とまちづくり	ウォーキングやジョギング、サイクリングの普及により、公園や道路がスポーツ活動の場として利用されるようになっており、公共空間における安全な歩行環境の確保など、まちづくり分野との連携による取組が必要です。
地域スポーツの推進、地域スポーツとトップスポーツの好循環	地域コミュニティ形成の一翼を担う総合型地域スポーツクラブの活性化を進めるとともに、トップアスリートを地域で指導者として活用することによる好循環を実現することが必要です。
2020年東京オリンピック・パラリンピック開催	2020年東京オリンピック・パラリンピック開催に向けて、スポーツに対する関心の高まりを活かしたスポーツ活動の推進や、スポーツボランティア活動の促進を図ることが必要です。
スポーツをささえる組織の充実	様々な分野が関連するスポーツ推進施策を一元的、横断的に展開、推進するための体制として、区の関係各課の連携を強化するほか、スポーツを通じた地域活性化を推進するために、スポーツ、経済、観光関係団体の連携を進めることも必要です。

4 ビジョンの位置づけ

本ビジョンは、練馬区の区政運営の総合的な行政計画である「練馬区長期計画（平成22年度～平成26年度）」に基づく分野別の計画として、健康づくり、子育て、介護、福祉、障害者等、身体活動やスポーツに関連する、様々な計画との整合性を保ちながら、区のスポーツ推進施策を計画的、総合的に推進するものです。

また、本ビジョンは、スポーツ基本法第10条第1項¹⁾に基づく「地方スポーツ推進計画」として位置づけられます。



5 本ビジョンにおけるスポーツとは

本ビジョンでは、スポーツをより身近なものとし、スポーツに関わりがなかった区民にも、日常的に、気軽に楽しんでもらえるよう、スポーツの概念を幅広く捉えています。

このため、ルールに基づいて勝敗や記録を競うスポーツだけでなく、健康づくりのためのウォーキングや散歩、軽い体操、介護予防のためのトレーニングなど、目的を持った身体活動の全てをスポーツとして幅広く扱っています。

1)スポーツ基本法の第10条第1項には「都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十四条の二第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあつては、その長）は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。」と記載されています。

6 ビジョンの構成

本ビジョンの構成は以下のとおりです。

第1章 ビジョンの概要

1. 策定の趣旨
2. 策定の背景
3. スポーツの推進に向けた視点
4. ビジョンの位置づけ
5. 本ビジョンにおけるスポーツとは
6. ビジョンの構成

第2章 練馬区の現状と課題

1. 区民のスポーツ活動に関する現状
2. スポーツ施設に関する現状
3. スポーツ指導者に関する現状
4. スポーツ団体に関する現状
5. 情報提供に関する現状
6. スポーツと地域の関わりに関する現状
7. 今後のスポーツ推進に向けた課題

第3章 基本的な考え方

1. 区のこれまでの主なスポーツ推進施策
2. 基本理念
3. 数値目標
4. 施策体系

第4章 ビジョンの実現に向けて

1. スポーツのための場の整備
2. スポーツへの参加機会の充実
3. スポーツを推進するための人材と組織の充実
4. スポーツに関する情報やニーズの把握と活用
5. スポーツが持つ力の地域への活用

第5章 推進体制と評価

1. 推進体制
2. 評価と見直し